





官 報 (号外)

つつ、世界に先駆けて脱化石燃料化等を図ることにより、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減し、吸収作用を保全・強化し、かつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現していかなければなりません。そして、そのための取組は、経済の阻害要因となるのではなく、むしろ経済成長を牽引し、新たな産業の創出を通じた雇用の増大、国民の暮らしの豊かさの実現につながるものであると確信をいたしております。

このような考え方の下、我が国が推進すべき地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立したエコ社会の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関する事項を定める本法律案を提案した次第でございます。

第一次、地球温暖化対策基本法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、地球温暖化対策についての基本原則を定めています。具体的には、地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出の削減、吸収作用の保全・強化、そして地球温暖化への適応ができる社会の構築を目指すものであり、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきである旨を第一の原則として掲げております。第二の原則として、地球温暖化が人類共通の課題であることにかんがみて、国際的協調の下に積極的に推進することを掲げております。そのほかにも、研究開発とその成果の普及、地球温暖化の防止等に関連する産業の発展

と就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ることなどについても基本原則として規定をしております。また、これらの基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民について、それぞれの役割に応じた責務を定めております。

第二に、昨年九月の気候変動首脳会合における鳩山内閣総理大臣スピーチ、コペンハーゲン合意に基づき我が国が気候変動枠組条約事務局に登録した目標を踏まえ、我が国の温室効果ガスの排出量についての中長期的な目標を定めております。

具体的には、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、二〇二〇年において一九九〇年に比べて二五%削減の達成を目指すこととしております。また、長期的な目標については、二〇五〇年において一九九〇年に比べて八〇%削減の達成を目指すこととしております。さらに、再生可能エネルギーの供給量について、二〇二〇年において一次エネルギー供給量の一〇%に達することを目標としております。

第三に、地球温暖化対策についての基本的な方針等を定める基本計画を策定することとし、これに基づき、政府一体となって地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

第四に、国が講すべき基本的施策について規定しております。まず、国内排出量取引制度を創設することとし、そのために必要な法制上の措置について、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得ることとしております。次に、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に

向かた成案を得るよう、検討を行うこととしております。さらに、再生可能エネルギーの全量固定と価格買取り制度を創設することとしています。これら三つの主要な制度の構築に加え、原子力に係る施策、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興、自発的な活動の促進、地域社会の形成に当たっての施策、温室効果ガスの吸収作用の保全・強化、地球温暖化への適応、国際的協調のための施策などを行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対する質疑の通告がございます。順次発言を許します。大久保潔重君。

(大久保潔重君登壇、拍手)

○大久保潔重君 わはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の大久保潔重でございます。ただいま議題となりました地球温暖化対策基本法案に対し、会派を代表して質問させていただきます。

本題に入ります前に、私は日本の最西端である長崎県の出身であります。長崎県の離島・半島地域から海を介して西方を眺めれば、朝鮮半島から中国大陸が広がっております。その大陸内部の砂漠から偏西風に乗つて飛来する黄砂現象は、私が幼少のころは郷土の春の風物詩でございました。しかし、近年は、まさに迷惑千万、その頻度や被害が拡大しており、発生原因はこれまでの自然現象から人為的原因との指摘もなされております。

また、地元において度々観測される酸性雨や光化学オキシダントなどの越境大気汚染や、南西か

ら海流に乗つて海岸に打ち寄せる外国製由來の漂流・漂着ごみ、さらには大村湾や有明海などの閉鎖性海域の水質保全など、常に監視を厳しくしながら地域の環境問題に取り組んでいかなければならぬ立場にいる中で、今回、今や待ったなしの世界的な課題であります地球温暖化対策に関し、与党を代表し、本会議に初登壇する機会を与えていただきましたことに、改めて先輩並びに同僚議員の皆様に感謝を申し上げます。

さて、去る五月十二日の気象庁の発表によりますと、国内で観測している温室効果ガスの二酸化炭素について、二〇〇九年は大気中濃度の年平均値が観測史上最高になりました。一九八七年以降、都市化の影響が少ないポイントで定点観測を行つていており、国内でも上昇傾向が続いておりますが、これは経済発展に伴うエネルギー需要の増加などで化石燃料の使用による二酸化炭素の排出が続いているにもかかわらず上昇傾向が収まる兆しは見られないというのが気象庁の見解であります。

申すまでもなく、鳩山総理は昨年九月、総理就任後初めての国際的舞台である国連の気候変動に関する首脳会議に出席され、日本は温室効果ガスの排出量を二〇二〇年までに一九九〇年比で二五%削減するとの野心的なスピーチをされました。この二五%削減は鳩山総理の国際公約になつたわけであります。しかし、これに対し、電力産業など関係業界が衝撃を受けたのは記憶に新しいところであります。

そこで、鳩山総理にお尋ねします。当時、経済界など業界団体からの強い反対が予測される中、世論的にも目標が時期尚早かなと推測される中、

こうした野心的なスピーチを抜き打ちでされたそのねらいは何であったのか、是非お聞かせください。また、今回の地球温暖化対策基本法の成立によつて排出量削減の実現をどう図っていくのか、総理の自信のほどを明確に語つていただきたいと思います。

法案の趣旨説明に当たり、小沢環境大臣は、地球温暖化は世界全体で協力して対処すべき人類共通の課題であり、我が国は国際的なリーダーシップを発揮していくとの決意表明をされました。その決意は了であります。が、具体的にどのようなリーダーシップを発揮されるのですか。また、世界各国の協力を取り付けるために当面どのように取組をなされるのか、環境大臣にお尋ねをいたします。

法案には、中期の目標だけでなく、長期目標として五〇年度までに八〇%削減を目指すことが明記されました。また、一次エネルギー供給に占める太陽光発電などの再生可能エネルギーの割合を二〇年までに一〇%に引き上げる目標も掲げられました。さらに、目標達成の仕組みとして、温室効果ガスの国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の導入、再生可能エネルギー発電の全量固定価格買取り制度の創設なども盛り込まれました。今からちょうど二年前、当時の参議院環境委員会での地球温暖化対策に関する議論を思い起します。前政権では踏み込めなかつたこれらの内容が明記されたことは、実に画期的であると同時に評価をするものであります。

しかしながら、今日までの専門家の方々の識見なども参考にしながら、この法案が抱えている幾つかの不明点をクリアにするために質問を続けさ

せていただきます。

まず、国際的枠組み条項についてであります。第一条には、すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された国際的枠組みの下に取り組むとの規定があります。では、国際的枠組みが構築できなければ、この法律は無効になるのですか。小沢環境大臣の御見解をお示しください。

次に、第三条七項の経済活動条項についてであります。が、経済活動及び国民生活に及ぶ効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適正な財政運営に配慮しながらと規定しておりますが、この表現だと、仮に経済活動に影響が大きい場合は温暖化対策を後退させてもよいと解釈される余地が生じるのではないかとの懸念を持ちます。が、小沢環境大臣の素直な御見解をお伺いいたします。

政府は、国内での温室効果ガス排出事業所に総務省規制に沿つた削減枠を定め、削減コストが高い企業は低い企業から排出枠を購入するなどの取引をスムーズに実施しようとしております。

ところが、第十三条の二項で、排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うと規定をしております。この内容だと、必ずしも総量規制にこだわらず原単位方式の選択肢もあるように考えられます。あくまでも総量規制を貫くのかどうか、環境大臣の御見

解をお聞かせください。

このほか、第十六条の原子力条項についてお尋ねをいたします。

まず、一五%削減目標を掲げたスピーチのねらいについてのお尋ねでございます。

気候変動問題に対してもしっかりと道筋を付けるということが今を生きる私たちの責任であると、そのように自覚をしております。二五%削減という意欲的な目標は、昨年の選挙の際の民主党のマニフェストの中にも掲げております。昨年の九月、国連の気候変動首脳会合において、私は率先して二五%削減という意欲的な目標を表明したことによって、COP15を失敗させてはならない

というモメンタムが高まり、結果としてCOP15では、私も参加をいたしましたが、首脳級の協議の中でもコペンハーゲン合意の策定につながったわけございます。一言で申し上げれば、トップダウンでやらないと地球の命は守れない、このこと

が、小沢環境大臣の御見解をお伺いいたします。

政府は、国内での温室効果ガス排出事業所に総務省規制に沿つた削減枠を定め、削減コストが高い企業は低い企業から排出枠を購入するなどの取引をスムーズに実施しようとしております。

ところが、第十三条の二項で、排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、本法案に規定されているキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、さらには再生可能エネルギーの固定価格買取り制度など、あらゆる政策を総動員をして実現を目指していく決意でございまして、日本の高い技術力をもつてすれば環境技術で必ず世界をリードできる、このように確信いたしているところでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 炎のチャレンジャー大久保議員にお答えをいたします。

○國務大臣(小沢鉄仁君) 溫暖化問題に関する我が国のリーダーシップの発揮及び当面の取組につ

いてお尋ねがございました。

我が国としては、コベンハーゲン合意を基盤として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な枠組みを規定した法的文書の速やかな採択を目指して、国際交渉の進展に貢献してまいる所存でございます。このため、二五%削減目標を掲げ、主要国の意欲的な目標の合意を目指して働きかけまいりたいと思います。また、途上国支援に際しましては、鳩山イニシアティブを積極的に活用して、国際交渉の前進に努めてまいります。さらに、多国間での交渉に加えて、二国間での会議等においても、各国の積極的な取組を促してまいります。

先般、ボンで開かれた閣僚級会合においても、全体会合でスピーチを行うほか、中国、米国等と会合を重ねてまいりました。国際交渉をリードするためには、我が国が率先して対策に取り組むことが必要であると思っております。その観点からも、地球温暖化対策基本法案の早期成立を是非ともお願いしたいと思います。

国際的枠組みが構築できなければ、この法律は無効になるのかとのお尋ねがございました。法案の第一条の規定は、地球温暖化を防止するために世界全体で協力して対処していくかなるという趣旨ではございません。すべての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの構築に向けて、最大限の努力を傾けてまいります。経済活動に影響が大きい場合は温暖化対策を後退させてもよいとの誤解を生じないかとのお尋ね

がございました。

法案第三条第七項の規定は、温暖化対策は経済活動や国民生活に様々なプラスの効果やマイナスの影響を及ぼすことがあるため、政府として産業界や国民にしっかりと説明をし、意見を聞いて、理解を得ながら進めることが重要性を示したものでございます。経済活動に影響が大きい場合には対策を行わなくてよいと、そういう趣旨では全くございません。

国内排出量取引制度についてお尋ねがございました。

制度設計の詳細は今後の課題でございますが、排出量取引制度は排出の全体量をコントロールするという点において極めて有効な手段だと考えております。そのため、全体の総量を着実に削減で

きる範囲で、補足的に原単位をどのように活用できるかも検討しながら、総量削減を基本とした制度を設計、導入をしてまいりたいと思います。

再生可能エネルギーの普及と今後の原子力のかわりについてお尋ねがありました。

地球温暖化対策を推進する上では、再生可能エネルギーの導入拡大などに加え、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電もその重要な施策の一つでございます。安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得て推進することが必要と考えています。当然のことながら、再生可能エネルギーの導入拡大も重要であり、基本法案においては、二〇二〇年までに一次エネルギー供給ベースで一〇%とする目標を明記したところであり、積極的に施策を進めてまいります。

基本計画の作成に当たっての決定及び今後の段

取りについての御質問がございました。

地球温暖化対策基本法案に位置付けられた施策

を具体化し、その総合的、計画的な推進を図るた

め、しっかりと基本計画を策定してまいります。

環境省としては、二五%削減に向けた対策、施

策を盛り込んだ中長期ロードマップの試案を既に

お示しをございます。関係団体や国民の皆さ

んと意見交換を行いつつ、関係省庁との調整を

行つて内容を精査してまいります。そして、基本

法案の成立後、政府としての基本計画を具体化し

てまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) 加納時男君。

〔加納時男君登壇、拍手〕

○加納時男君 ただいま議題となりました地球温暖化対策基本法案について、私は自由民主党を代表して、鳩山総理並びに関係大臣に国益を考える立場から質問をいたします。

鳩山総理は、就任早々、国内的議論もないま

ま、国連の会合で国内の温室効果ガス排出量を二

〇二〇〇年には一九九〇年比で二五%削減すると発

表されました。その後、デンマークで開催されま

したCOP15では、総理の存在感は薄く、政府が

考えていたような成果は得られませんでした。産

業界や労働団体を始め各方面から政府の地球温

暖化対策を不安視する声が上がってきておりま

せん。この度の法案提出となつたことは極めて遺憾であります。

そもそも、この二五%という数字にどれほどの根拠があつたのでしょうか。

総理は、国連演説で、科学が要請する水準に基

づくものとして二五%削減と発言しておられま

す。その後、国会質疑等で、これはIPCCの知

見を大きなよりどころにしていると言つておられま

す。ところで、私は読みましたIPCCのレ

ポートには、二五%削減を要請するとはどこにも

書いてありません。IPCCは、あくまでも様々

な見を集め多数のシナリオを提供する組織と理

解しております。このような理解でよろしいです

か。総理に伺います。

我が党が政権にあつたとき、様々なモデルとシ

ナリオを多くの審議会で、しかも公開で議論いた

しました。技術開発の可能性も含めて、ぎりぎり

の挑戦目標としたのが二〇二〇年に二〇〇五年に

比べて一五%削減というものであります。今回

の政府案は、一九九〇年比二五%削減ですから、

これを二〇〇五年比にしますと三〇%の削減とな

り、実に自民党の案の二倍になるものであります。

そこで総理に伺います。眞水分は一体そのう

ち幾らなんでしょうか。そして、国民の負担は幾

らになりますか。

小沢環境大臣は、三月三十一日にロードマップ

の大臣試案を発表されました。これは、ある大学

の一人の教授の作成されたモデルによつて二五%

削減の影響を分析したものがメーンとなつております。

それによると、二五%削減しても経済や雇

用にプラスになるとしています。これはおかしい

のではないかということで、小沢環境大臣に伺い

ます。

この大臣試案は、数あるシンクタンクや専門機関のモデルの中からなぜ特定のモデルを選んだのですか。都合のいい試算だったからですか。このモデルは、各省の大臣や専門家と議論、調整したものですか。環境省の中期モデルに関する専門家検討委員会がありますが、これは何回開催しましたか。また、このモデルについて、今後オーブンな場で議論していくと衆議院で小沢環境大臣もこの大学教授も発言しておられますか、では伺います。今日までに具体的にどのような場で何回議論してござりましたか。そして、その結果、どのような意見や意見があり、これをどのように反映しておられますか。

総理に伺います。閣僚の中には、厳しい規制を掛けようと技術も経済も進歩すると言つて、マスク法のときの対応を例示する方がおられます。あれは、公害という、現実に被害が生じ、かつ因果関係が明確になつたため、世論の強力な後押しがあつてあれば成功したことは私も認めます。しかし、このことと地球温暖化とは同列にならないのではないか。全く違うんです。日本だけが突出した厳しい目標を掲げても、世界全体で対応しないと意味がないのではないか。

た。議論はいよいよこれからだというところでの審議打切り、強行採決は極めて遺憾であります。繰り返しになりますが、政府の掲げる削減目標は、根拠が乏しい上にかなり厳しいものであると言わざるを得ません。何度も政府の説明を聞いても、この数値は国民生活の多大なる犠牲の下でしか達成できないものではありませんか。

温暖化対策とは、今や次世代のエネルギーをめぐり国益を懸けた闘いでもあります。各国とも経済力、技術力、持てる力を出し切って熾烈な闘いを展開しているのが現実であります。政府案では、我が国の国力は取り返しの付かないところまで衰退してしまうおそれがあります。現に、鳩山政権の温暖化政策に見切りを付けて国外に活路を見出す企業も出てきています。しかし、企業は国外に逃げることができる、働いている人たちには、労働者は逃げるわけにはいかないのです。このままでは日本が危ないのであります。それゆえに、この質問の冒頭でも述べましたように、多くの産業団体や労働団体も、二五%という削減目標に強い不安、懸念と反対を表明しているのです。

先週、五月十四日付けの産経新聞に電子アンケートの調査結果が載っていました。それによると、二五%削減という中期目標については妥当でないが九三%、厳しい目標を掲げると経済成長につながるとは考えられないが九二%となっています。

結びに入ります。

鳩山総理、あなたには、激しい国際競争の中で経済と環境の同時実現を求めて苦悩している経界の声、額に汗して働きながら価値を生み出すべき

く日夜努力している労働者の声、そして一日一日懸命に生きている国民の叫びが聞こえないのです。雇用を増やしながら温室効果ガスを二五%も削減などという耳触りだけ良くて現実を無視したバラ色の公約を、普天間に統いて今再び国民に提示しようとしているのがこの法案です。しかし、国民は政府のそのようなやり方にはもはや決してだまされることはない、このことを申し上げて私の質問といたします。（拍手）

（内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君） 加納議員にお答えいたします。

まず、I.P.C.C.の役割であります。地球温暖化に関する最新の科学的知見についての様々な研究成果を政治的に中立な立場から評価をするものでありまして、基本的には御指摘のような組織でありますと認識をしております。I.P.C.C.の第四次評価報告書では、百七十七のシナリオを評価をして、温室効果ガスの安定化濃度別に六つの区分に分類したと認識をしております。

二五%の削減目標は、こうした科学の知見に基づいて、気温の上昇を最も抑えるカテゴリーの中でも最も緩やかな削減目標を採用するというミニマックスの考え方によつて政治的な判断をいたしました。そのためたわけでございます。国益も大切でありますが、地球益も併せて考えなければなりません。

二五%の削減目標のうちの真水の分と国民の負担についてのお尋ねでございますが、二五%削減目標のうち、真水の国内削減分と海外の排出権購入分などを割合については、国際交渉の状況も踏まえながら検討していくことでございます。

中国の削減目標に関してであります。各との議会での関連法案の審議の行方を見守つてまいりたいと思います。

中国の削減目標によるところではございません。アメリカが関連法案を成立させ一層の取組を行うことを強く期待しております。アメリカは前提条件なしで合意したところでございま

○年に世界全体の排出量を半減させるとの観点からは不十分だと考えております。私自身も会談の場、その都度その都度で中国側に更なる努力を要請しているところでございます。

また、国民の負担については参考となり得る様々な試算が示されていますが、今後、地球温暖化対策に関する基本計画の策定の際に、国民の皆様の御意見を幅広くお聞きしながら議論を深めてまいりたいと考えております。

大幅な削減目標のための米中にに対する説得についてでございますが、我が国におきましては、一九七〇年代に自動車の排ガス規制が強化され、規制による国際競争力の阻害に対する懸念にもかかわらず、技術革新により世界一厳しい排出基準を達成をして企業の国際競争力の強化をもたらしたものと認めています。我が国としては、このような経験も踏まえながら、世界全体の排出削減に資するように、これからも米国、さらには中国に対して引き続いだ協議を進めてまいりたいと考えております。

その中国や米国の目標についてのお尋ねでございますが、米国の削減目標は、二〇二〇年について、我が国の目標と比較した場合には決して十分とは考えられません。米国の目標の背景にある二〇五〇年までに約八三%削減という要素と併せて考えております。

二〇五〇年の長期目標は、気候変動枠組条約の究極目標であり目的であります。気候系に対しても危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるために必要不可欠な目標であると認識をしております。

昨年のG8のラクイラ・サミットにおいて、主要の先進国が二〇五〇年までに先進国全体で八〇%又はそれ以上削減するという長期目標に、これは前提条件なしで合意したところでございました。その後、昨年十一月の日米の首脳会談におけることも、両国はそれぞれの排出量を八〇%削減するということを、これも前提条件を付けずに合

意をいたしております。このような国際交渉の経緯を踏まえながら、この法案においても前提条件は付けてはおりません。

長期目標のための各種経済措置についてのお尋ねでございます。

八〇%削減は非常に意欲的な目標であり、直ちにその達成に向けた取組を始めることが必要であります。でありますからこそ、本法案では中期目標が設定されるまでの間においても基本的施策を積極的に講ずることとしているところでございまして、それは中期目標をないがしるにしているということでは全くございません。野心的な長期目標のためには、言うまでもありません、野心的な中期目標を達成されなければならないということに尽きます。

固定価格買取り制度の国民負担についてのお尋ねでございますが、全量買取り制度の導入に当たっては、再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の両面のバランスを取らなければならぬことは極めて重要な論点であると理解をしております。このことは、経済産業省を中心、御指摘のような事態にならないよう、国民の皆様の御理解を最大限得るべく検討してまいりたいと思つております。すなわち、できるだけ多くの方々に投資ができるような環境を整備してまいりたいということでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣小沢鉄仁君登壇、拍手〕

○國務大臣(小沢鉄仁君) 加納議員にお答えいたいと思います。

主に、モデルについての質問が私にはございました。

今回の大臣試案で用いました四つのモデルは、特異なものでは私はないと思っております。ま

た、意図的に楽観的な見通しを示したものでもございません。あくまでも、今回の試案において使ったモデルは、イノベーションの促進や価格の低下といったそういう効果をどう反映できるかと

いう点において、昨年末に私どもは政府として三

つのモデル試算の公表をしておりますけれども、

そこでは反映できなかつたイノベーションの促進

や価格の低下を取り入れた場合の新しいモデルと

して私は提案をさせていただきました。そういうつ

た意味があると思つておしまして、様々な今後議

論を、これを踏まえて行っていくことが重要と考

えているものでございます。

このモデルの議論、調整の有無に関するお尋ねもございました。

今回の大臣試案は名前どおり大臣試案でござ

いますので、現時点において各省の大蔵と調整を

していけることはございません。あくまでも、私の

責任の下において、環境大臣試案として発表をさ

せていた大いにあります。この基本法を審議する

に当たつてそういった材料も必要と、こう私が判

断をして提供させていただいているものでござい

ます。

それから、中期モデルに関する専門家検討委員会の開催回数についてお尋ねがございました。

環境省においては、中長期目標達成のための対

策・施策のパッケージの具体的な提案を行うため

に、昨年十二月から地球温暖化対策に係る中長期

ロードマップ検討会を計五回開催をしてまいります。

経済モデルに関するオープンな場での議論の回数に関するお尋ねもございました。

環境省においては、四月から中央環境審議会地

数に加えて再生可能エネルギーの買取り制度

は全く考えることができなかつた新しい私どもの

提案でございます。

国内排出量取引制度については、制度創設に必

要な法制度について基本法施行後一年以内

を中途に成案を得ることとしております。地球温

暖化対策のための税については、来年度の実施に

向かって成案を得るように検討を行うこととしてお

りまして、これらは政府の統一方針として法案の

形でお示ししているものでございます。

国内排出量取引制度について、法案の立案過程

において経済界等から総量方式に対する強い懸念

が示され、関係閣僚委員会の場で真剣な議論が行

われました。こうした経緯を経て、総量方式を基

本としつつ原単位方式も検討するということとし

たものでございます。詳細な制度設計はこの基本

法律が成立した後に入つてまいりたいと思つていま

す。今後、全体の総量を着実に削減できる範囲で

補足的に原単位をどのように活用できるか、そ

ういった点も十分検討しながら、総量削減を基本と

した制度設計を行つていく所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣直嶋正行君登壇、拍手〕

○國務大臣(直嶋正行君) 加納議員の御質問にお

じのことと存じます。

さらに、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税についてのお尋ねがございました。

これに加えて再生可能エネルギーの買取り制度

は全く考えることができなかつた新しい私どもの

提案でございます。

補足的に原単位をどのように活用できるか、そ

ういった点も十分検討しながら、総量削減を基本と

した制度設計を行つていく所存でございます。

以上でございます。

まず、スマートグリッドについての御質問でございます。

再生可能エネルギーの出力の不安定さという短所を克服し、情報通信技術によって電力を効率よくバランスさせ、安定的な電気の供給を行うのがスマートグリッドでございます。スマートグリッドによって系統への影響を抑えつつ、需要側と供給側に導入された蓄電池を最適に制御することができれば、再生可能エネルギーの導入に伴う社会的コストを抑制することが可能になると思つております。

このため、現在、経済産業省においては、本年度より次世代エネルギー・社会システム実証を開始をいたしまして、蓄電システムやエネルギー・マネジメントシステムなど、スマートグリッドのコア技術の実証を進めることいたしております。

費用負担については、この実証事業を行う中でコスト低減を図りつつ、適切な費用負担の在り方を検討してまいりたいというふうに思つております。

二点目は、デンマークやドイツの電源別発電電力量の内訳についての質問でございます。

IEAのデータによりますと、デンマークとドイツの二〇〇七年の電源別発電電力量の構成は、大きい順に申し上げますと次のとおりでございます。

デンマークについては、石炭火力発電五〇・八%、風力一八・三%、ガス火力一七・六%、水力〇・一%であります。太陽光についてはほぼゼロであります。原子力についてもゼロと承知をいたしております。

ドイツについては、石炭火力四九・三%、原子力二・三%、ガス火力一一・六%、風力六・

三%、水力三・三%、太陽光〇・五%と承知をいたしております。(拍手)

〔國務大臣福島みずほ君登壇、拍手〕  
○國務大臣(福島みずほ君) 加納議員にお答えを

いたします。

社民党は、脱原子力の政策を掲げる政党です。

原子力発電所の安全性、情報公開、情報開示をき

ちつとすべきだ、耐震設計の基準の見直し、そし

て経済産業省と安全規制機関の分離、自然エネル

ギーの促進などに取り組んできました。閣内にお

いても、そのことをしつかり取り組んでまいりま

す。経済産業省と安全規制機関の分離については

議論が始まっています。しつかり取り組んでま

ります。(拍手)

○議長(江田五月君) 加藤修一君。

〔加藤修一君登壇、拍手〕

○加藤修一君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました地球温暖化対策基本法に對し質問をいたします。

公明党は四月、対案として気候変動対策推進基

本法を国会に提出しました。衆議院において政府

案が重要広範として審議中でありましたが、与党

委員長が、審議不十分なかつたことと、強行採決を行つたこ

とは誠に残念です。ここに強く抗議すると同時に反省を促すものであります。

私は、次の二節に耳を傾けたいと思います。

私は、次の一節に耳を傾けたいと思います。

&lt;p

官 報 (号 外)

るような法案であります。

今日、日本にとつて重要なことは、持続可能な  
低炭素社会に大転換しますという意欲的なシグナルを国民、産業界に表明することです。このシグナルがあつてこそ、眠っている巨大な温暖化対策需要が動き始め、中長期的経営戦略の下、企業も国民も行動を開始し、特に環境や省エネ分野で投資や技術革新が進みます。それこそ、環境と経済の二人三脚であり、世界で主流化している環境を軸とするグリーン成長です。他国の動向に左右される前提条件付の目標では、いつ決まるのか不安が増すばかりでは、経営計画の立てようがありません。

されたと判断するのでしょうか。總理、いつそのこと、前提条件及び附則の二五%目標の凍結条項を削除し、公明党が示すように国際的動向、最新の科学的知見等を勘案し、必要があると認めるときには中長期目標を見直す条項を入れるべきではないでしょうか。總理に伺います。

次に、電気自動車と再生可能エネルギー、すなはち自然工ネとの連携についてであります。

公明党案では、走行中にCO<sub>2</sub>を出さない、省エネ、原油の輸入減にもなる電気自動車の導入を規定しております。今日、電気自動車の動きが急であり、日本の優位性を生かすべきです。多くの

日本製EVはまだ高価で、補助金を活用しても百万円以上持ち出します。一方、世界は低価格攻勢の激しいさながです。最近は、中古車のエンジンをモーターに改造する方式もあります。日本の専門家は、改修費一台百万円、優秀な町工場一万社、年間一社百台の改造で一兆円産業の誕生との主張があります。改修EV一百万円ニシャティブを検討すべきであります。EV自動車の蓄電池がマイカー発電所に変貌し、天気任せの太陽光発電等が優位になります。安い夜間充電と昼の使用は地域に蓄電インフラができる、スマートグリッドによる両者のコラボレーションは地域の電動化を進め、大きな経済効果を生みます。日本には世界に先駆ける競争力があり、太陽経済社会、電動化社会へと大胆に転換し、グリーン経済の下、国の形を明確にすべきであります。そのためにも改修EV百万台ニシャティブ等をスタートさせるべきです。総理の積極的な見解をお伺いいたします。

兆円と膨大です。懸命に働いた国富が一挙に流出しました。また、原油には紛争リスクが伴います。が、太陽の争奪戦はなく、平和的なエネルギーともいえ、日本にふさわしいものです。しかし、日本は著しく遅れています。国内資源である自然エネを覚悟を持つて大胆に導入すべきです。政府案では二〇二〇年までの目標が一〇%ですが、環境省のロードマップは大規模水力を含めて一三%を示唆しており、少なくとも一三%にすべきです。公明党案の導入目標は、全量固定価格買取り制度を踏まえて一五%です。メガソーラー、改造EV車、スマートグリッドへの導入、転換に向けた意欲的な目標に変えるべきです。総理の積極的な答弁を求めます。

次に、国内排出量取引制度についてお尋ねします。

温室効果ガス排出量の限度の決め方は、総量方式、原単位方式がありますが、政府案は、総量方式を基本にしつつも両者を法案に盛り込んだ点が問題です。その理由は、原単位方式は生産量が伸びれば排出総量が増加することになり、削減総量を制御できなくなる危険性が常にあり、総量削減目標を確実に達成することは不適当であります。中国は原単位方式ですが、この方式を批判してきたのがほかならぬ日本です。この方式の採用には諸外国の不評を買っているどころか、枠組み交渉の進展にも重大な悪影響を及ぼしかねません。そこで質問ですが、原単位方式を付加した理由は何でしょうか。また、総理の中期目標達成への決意を改めて求めます。

最後に、現在、宮崎県で猛威を振るっている口

蹄疫は、明らかに初動対応の遅れであります。危機管理無能による政権災害であります。ゴーリデンウイーク中の閣僚の外遊は十一人、特に赤松農水大臣が四月三十日から五月八日までの陣頭指揮すべきときに外遊とは、全く無責任であります。鳩山政権の後手後手、政治主導のつまずき災害であります。口蹄疫等の集中審議を強く求めて、質疑を終了いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 加藤議員にお答えをいたします。

まず、気候変動に基づく挑戦とその応戦への見解などござります。

ラッセル・AINシユタイン宣言、私も読ませていただきましたが、こういう文言もございます。すべての人がひとしく危機にさらされてしまい、もしこの危機が理解されれば皆さんと一緒になってそれを避ける望みがある。これは核のことの宣言ではありますが、気候変動問題もまさに同じでありますし、この気候変動問題の最大の大きな問題は、必ずしも世界のすべての人たちがこの危機にさらされているということの認識に乏しいことではないかと思つております。まずこれを理解することが解決の最大の大きな手掛かりになる、そのように理解をしております。

また、トインビーの言葉を引用されて、気候変動問題の脅威という挑戦に立ち向かうために私たちも英知を総動員をして、地球というシステムと調和した人間圏というものがいかにあるべきか、これを考えて社会を挙げて取り組むことが必要だと思います。それが今を生きる私たちの未

(号)外報官

来への責任であり、地球全体で応戦をしていくことが不可欠であります。

このために、意欲的な温室効果ガス削減目標を掲げて新しい国際的な枠組みづくりに向けてリーダーシップを発揮をすることが必要であり、本法案を提案したところでございます。低炭素型社会の実現に向けてあらゆる政策を総動員してまいりたいと思います。

基本法案の修正及び外交交渉の結果についての質問でございますが、政府としては地球温暖化対策基本法案は最善の案だと考えておりますので、国会におきまして慎重に御審議の上、できる限り速やかに成立をしていただきたいと願うものでございます。

私が九月に二五%削減という意欲的な中期目標を表明して以来、COP15を失敗させてはならぬといいうモメンタムが起こり、COP15では必ずしもすべて十分だとは申し上げませんが、コペンハーゲン合意の策定になつたわけでございます。

私自身、今年に入りましても、ほとんどすべての首脳会談、例えばメキシコあるいは中国、さらにはEU、こういった方々との首脳会談において気候変動問題について積極的な働きかけを行つてきましたところでもございます。

また、二度C目標の意義に対する認識と、二度C目標の法案挿入に対する見解についてのお尋ねでございます。

コベンハーゲン合意においては、世界全体の気温の上昇が二度C以内にとどまるべきであるという科学的見解を認識をして、長期的協力の行動を強化することいたしましたわけでございます。日

本としましても、このような科学的見解を認識をして、この法案において、目的規定において、気候系に対しても危険な人為的干渉を及ぼすこととなりたいと思います。

ダーリングを安定化させることができると、このことを明示しているところでございます。したがいまして、重ねて二度C目標を法案の中には数値として書き込む必要はないとは考えておりますが、この科学的な見解を認識すべきだという点においては認識を共有していると考えております。

中長期的目標及び中期目標の前提条件についてのお尋ねでございます。

次期の枠組みの在り方については引き続いて交渉中でございます。どのような場合に前提条件が満たされるかをあらかじめ今申し上げることは控えたいと思います。日本のみが高い削減目標を掲げても気候変動を止めることはできないのであります。主要国の中を押して積極的な取組を促すために前提条件は必要だと考えております。法案の附則第一条を含め、これを削除あるいは見直す考えはありません。この前提条件の実現に向けて、今後の交渉において最大限の努力をしてまいりたいと思います。背中を押すことをしないで、必要なら中長期目標を見直せるという法案の方がむしろ二五%の力を結果として失わせてしまうのではないかと考えております。

改造電気自動車についてでございますが、性能やあるいは安全性、コストなどというものを踏まえた市場ニーズなどを見極めることが必要だと考へおりまして、高品質な量産型の電気自動車の開発普及に向けた取組を進めておりますが、御指摘の点についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

再生可能エネルギーの導入目標についての御質問でございます。

大規模水力を含めた我が国の再生可能エネルギーの導入量は、二〇〇五年現在、一次エネルギー供給の五%弱にまだとどまっています。この法案ではこの値を二〇二〇年までに一〇%とするなどを目標としておりますが、この導入目標についてもそれなりに意欲的ではないかと理解をしております。

御指摘のとおり、再生可能エネルギーの導入量をできるだけ拡大するということは、地球温暖化対策のみならず、新たな産業の育成という観点からも非常に重要だと認識をしておりまして、新たな成長戦略の展開や国民負担の観点も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

国内排出量取引制度で原単位方式を付加した理由及び中期目標達成への決意についてのお尋ねでございます。

この法案の立案過程において、国内排出量取引制度に関して、総量方式のみでは明らかに成長す

そのため、高品質、低コストな量産型の電気自動車の本格普及を目指して、蓄電池の技術開発や充電インフラの整備への支援を行つてあるところでございます。

改造電気自動車についてでございますが、性能やあるいは安全性、コストなどというものを踏まえた市場ニーズなどを見極めることが必要だと考へおりまして、高品質な量産型の電気自動車の開発普及に向けた取組を進めておりますが、御指摘の点についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

再生可能エネルギーの導入目標についての御質問でございます。

大規模水力を含めた我が国の再生可能エネルギーの導入量は、二〇〇五年現在、一次エネルギー供給の五%弱にまだとどまっています。この法案ではこの値を二〇二〇年までに一〇%とするなどを目標としておりますが、この導入目標についてもそれなりに意欲的ではないかと理解をしております。

御指摘のとおり、再生可能エネルギーの導入量をできるだけ拡大するということは、地球温暖化対策のみならず、新たな産業の育成という観点からも非常に重要だと認識をしておりまして、新たな成長戦略の展開や国民負担の観点も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

二度C目標の意味についてましては、総理が既に述べられましたので割愛させていただいて、その対応につきましては、今後、法案が成立をいたしましたところ、基本計画の中で策定をしてまいりたいと、こう思つております。二度C目標を取り込むように最大限の努力をしてまいりたいと思っております。(拍手)

○國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手)

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

べき分野の成長を阻害することになるのではないのか、こういった議論がありまして、経済成長との両立がこのままでは困難だという意見もあります。したがいまして、閣僚間において真剣な議論を行つた結果、排出量の限度を定める方法についても、総量方式を基本としながら原単位方式も検討するということにいたしたわけでございます。

我が国の温室効果ガス削減目標を達成するため、本法案に規定されているキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、さらには再生可能エネルギーの固定価格買取り制度など、あらゆる政策を総動員をして実現を目指していく決意でございます。

○國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手)

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

二度C目標の意味についてましては、総理が既に述べられましたので割愛させていただいて、その対応につきましては、今後、法案が成立をいたしましたところ、基本計画の中で策定をしてまいりたいと、こう思つております。二度C目標を取り込むように最大限の努力をしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。



第一に、この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、その劳苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的としております。

第二に、本邦に帰還した戦後強制抑留者で、この法律の施行の日において日本国籍を有するものに特別給付金を支給することとし、その額は、帰還時期に応じて二十五万円から百五十万円としております。

第三に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち、特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならぬこととしております。

第四に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資金の一部を取り崩すことができるものとしておられます。

なお、同基金の解散の期日を「平成二十五年四月一日までの間ににおいて政令で定める日」に改めるとともに、「平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日」以後は、同基金は、特別給付金支給業務以外の業務を行わないこととしております。

第五に、この法律は、公布の日から施行し、特別給付金の支給を受ける権利を有する者を公布の

第一に、この法律は、戦後強制抑留者が、戦

後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、その劳苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的としております。

第二に、本邦に帰還した戦後強制抑留者で、この法律の施行の日において日本国籍を有するものに特別給付金を支給することとし、その額は、帰還時期に応じて二十五万円から百五十万円としております。

第三に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち、特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならぬこととしております。

第四に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資金の一部を取り崩すことができるものとしておられます。

なお、同基金の解散の期日を「平成二十五年四月一日までの間ににおいて政令で定める日」に改めるとともに、「平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日」以後は、同基金は、特別給付金支給業務以外の業務を行わないこととしております。

第五に、この法律は、公布の日から施行し、特別給付金の支給を受ける権利を有する者を公布の

日に確定することとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、総務委員会において内閣から意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

最後に、この法律を待ち望む戦後強制抑留者の方々の著しい高齢化を踏まえれば、法律の一刻も早い公布が求められることを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 両案のうち、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。木村仁君。

〔木村仁君登壇、拍手〕  
○木村仁君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

冒頭、口蹄疫に対する政府の初動態勢の遅れについて、遺憾の意を表します。

独立行政法人制度は、自民党橋本内閣時代にイギリスのエージェンシーの制度をモデルとして導入され、平成十三年四月から新しい制度としてスタートしたものであります。この制度は、政府が処理してきた一定の事務事業の実施を分離して独立行政法人に処理させることを通じて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目指したものであります。残念ながらしかし、独立行政法人の運営については、いわゆる天下り問題や官製談合など国民の皆様から様々な批判を受けることになります。

そこで、自民党中央の政権では早くから独立行政法人改革に取り組み、平成十九年十二月には独立行政法人整理合理化計画を閣議決定をいたしました。平成二十年四月には、この計画に基づき独立行政法人通則法改正法案を国会に提出いたしま

た。

今次の口蹄疫においては、現場の国民、地方自治体、政府の事務方の不眠不休の努力とは裏腹に、いわゆる政務三役、総理官邸及び与党首脳の連携関係の不備を露呈し、与党の危機管理能力の欠陥を示したものと言わざるを得ません。誠に遺憾であります。

しかし、口蹄疫の蔓延は与野党の対立関係を超えた国民的危機でありますから、自由民主党は全

力を挙げてその鎮圧に協力をいたすものであります。その上で、自民党は、行政的にも財政的にも国の全責任においてこの問題に対処されることを要請いたします。

本論に入ります。

独立行政法人制度は、自民党橋本内閣時代にイギリスのエージェンシーの制度をモデルとして導入され、平成十三年四月から新しい制度としてスタートしたものであります。この制度は、政府が処理してきた一定の事務事業の実施を分離して独立行政法人に処理させることを通じて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目指したものであります。残念ながらしかし、独立行政法人の運営については、いわゆる天下り問題や官製談合など国民の皆様から様々な批判を受けることになります。

そこで、自民党中央の政権では早くから独立行政法人改革に取り組み、平成十九年十二月には独立行政法人整理合理化計画を閣議決定をいたしました。平成二十年四月には、この計画に基づき独立行政法人通則法改正法案を国会に提出いたしました。

しかし、現実には、昨年の臨時国会において、独立行政法人地域医療機能推進機構法案を提出し

た。同法案は、国費で取得した不要財産の国庫納付の義務付け、評価機関の一元化による評価の客観性、厳格性の向上、理事長の人事に関する内閣承認制度の導入、監事の職務権限の強化、非特

定独立行政法人の役職員の再就職規制の導入と

立行政法人の役職員の再就職規制の導入と



官 報 (号 外)

平成二十二年五月二十一日

參議院會議錄第二十三號

議長の報告事項



		同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。	
		北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案	
(第百七十三回国会、石破茂君外十名提出)		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第三〇号)審査報告書	
同日委員長から次の報告書が提出された。		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第三〇号)審査報告書	
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案		(閣法第二二号)審査報告書	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	
外山 斎		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案	
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。		平成二十二年五月二十日	
平成二十二年五月十九日		参議院議長 江田 五月殿	
右の議案を発議する。		参議院議長 江田 五月殿	
発議者		参議院議長 江田 五月殿	
西岡 武夫		島尻安伊子	
羽田雄一郎		徳永 久志	
森田 高		古川 俊治	
加治屋義人		松下 新平	
小池 晃		丸川 珠代	
近藤 正道		吉田 博美	
川田 龍平		山内 俊夫	
賛成者		山田 俊男	
大石 尚子		中川 義雄	
金子 洋一		仁比 聰平	
川崎 稔		渕上 貞雄	
行田 邦子		経済産業委員長 木俣 佳丈	
武内 則男		審査報告書	



5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二章 特定事業の促進

### (特定事業計画の認定)

第四条 事業者は、その実施しようとする特定事業に関する計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その特定事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 一以上の事業者が特定事業を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特定事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 特定事業の内容及び実施時期

二 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針のうち前項第二項第二号イに掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定事業計画に係る特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

#### (特定事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業

計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が当該認定に係る

特定事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

#### (公庫の業務の特例)

第六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一

条の規定にかかるらず、次に掲げる業務(以下「特定事業促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業者が認定特定事業計画に従つて特定事業を実施するため

に必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (特定事業促進円滑化業務実施方針)

第七条 公庫は、基本方針(第三条第二項第二号

口に掲げる事項に限る。)に即して、主務省令で定めるところにより、特定事業促進円滑化業務を適正かつ確実に遂行するために

の方法及び条件その他特定事業促進円滑化業務を実施するための方針(以下「特定事業促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、特定事業促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の規定による主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、特定事業促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、特定事業促進円滑化業務実施方針に従つて特定事業促進円滑化業務を行わなければならぬ。

5 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業者が認定特定事業計画に従つて特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「特定事業促進業務」という。)に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができます。

6 銀行その他の政令で定める金融機関であることを。

7 第十五条第一項の規定により指定を取り消すこと。

8 第十五条第一項の規定により指定期を五年を経過しない者

9 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に、次のいずれかに該当する者がある者

10 指定金融機関が第十五条第一項の規定に、次に掲げる事項に限る。)及び特定事業促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、特定事業促進業務を適正かつ確実に遂行するため

に必要なものであること。

11 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

12 指定金融機関が第十五条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機

三 人的構成に照らして、特定事業促進業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以下この章において

単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、基本方針及び特定事業促進円滑化業務実施方針に即して特定事業

促進業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、特定事業促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

5 この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

6 第十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

7 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に、次のいずれかに該当する者がある者

8 指定金融機関が第十五条第一項の規定に、次に掲げる事項に限る。)及び特定事業促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、特定事業促進業務を適正かつ確実に遂行するため

に必要なものであること。

9 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

10 指定金融機関が第十五条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機

関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

## (指定の公示)

第九条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は特定事業促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務規程の変更の認可等)

第十条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が特定事業促進業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(協定)

第十二条 公庫は、特定事業促進円滑化業務について、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う特定事業促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項  
二 指定金融機関は、その財務状況及び特定事業促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関

が行う特定事業促進業務及び公庫が行う特定事業促進円滑化業務の内容及び方法その他の

主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするととも、同様とする。(帳簿の記載)

第十二条 指定金融機関は、特定事業促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、特定事業促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第十四条 指定金融機関は、特定事業促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定金融機関が特定事業促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第十五条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 特定事業促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。  
二 指定に関し不正の行為があつたとき。  
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。  
2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第十六条 指定金融機関について、第十四条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第十八条 特定事業促進円滑化業務が行わるる法律には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項		第四十一条	
第十一項第五号		第十一項第一項第一号	
第三十一項第一号	第三十一項第二号	第三十一項第一号	第三十一項第二号
業務	業務	業務	業務
業務及び特定事業促進円滑化業務	特定事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。)	業務及び特定事業促進円滑化業務(特定事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務を除く。)	行う業務(特定事業促進円滑化業務を除く。)
業務及び特定事業促進円滑化業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務	次に掲げる業務
業務並びに特定事業促進円滑化業務			

官 報 (号 外)

第五十一条第四項		第四十九条第五項	
附則第四十七条第一項	第五十七條	第五十八条及び第五十九条第一項	第六十四条第一項
公庫の業務	第五十九条第一項	この法律に	この法律に
第七十三条第七号	第七十一条	この法律	この法律
第七十三条第三号	第五十八条第二項	この法律	この法律、製造事業促進法
第七十三条第七号	第十一條	この法律	製造事業促進法並びにこれらに
公庫の業務	第五十八条第二項	この法律 製造事業促進法第十七条の規定によ り読み替えて適用する第五十九条第一項	り読み替えて適用する第四十九条第 五項
第七十三条第七号	第十一條及び製造事業促進法第六条 第十七条の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)	この法律 製造事業促進法第十七条の規定によ り読み替えて適用する場 合を含む。)	製造事業促進法第十七条の規定によ り読み替えて適用する場 合を含む。)

第三章 需要開拓支援法人

（需要開拓支援法人の指定）

五項 製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第一項

第五十七条  
この法律に  
製造事業促進法並びにこれらに

第五十八条及び第五十九条 この法律、製造事業促進法

条第项

第六十四条第一項 この法律（製造事業促進法第十七条）の規定により読み替えて適用する場合

合を含む。)

とする。ただし、特定事業促進円滑化する。

化業務並びに当該業務に係る財務及

ひ会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣とする。

第五十九条第一項  
製造事業促進法第十七条の規定によ

り読み替えて適用する第五十九条第

一項

第七十三条第一号  
この法律（製造事業促進法第十七条  
の見立て）をみ替へて適用する場合

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

第七十三条第三号  
第十一條  
第十一條及び製造事業促進法第六条

第七十三條第七號	第五十八條第二項	第五十八條第二項（製造事業促進法）
----------	----------	-------------------

第十七条の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)

附則第四十七條第一項  
公庫の業務

務を隠す

		第三章 需要開拓支援法人
第十八条	経済産業大臣は、エネルギー環境適合の需要の開拓のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、第二十条に規定する業務（以下「需要開拓支援業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需要開拓支援法人として指定することができる。	（需要開拓支援法人の指定）
二	一 需要開拓支援業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、需要開拓支援業務に係る収支の見込みが適正であること。 二 職員、業務の方法その他の事項についての需要開拓支援業務の実施に関する計画が、需要開拓支援業務を的確に実施するために適切なものであること。 三 役員又は構成員の構成が、需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 需要開拓支援業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 経済産業大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この章において単に「指定」といふ。）をしてはならない。	（需要開拓支援法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。 二 第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。 イ 第一号に該当する者 ロ 第二十二条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者 （指定の公示等）
第十九条	経済産業大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた需要開拓支援法人の名称及び住所、需要開拓支援業務を行う事務所の所在地並びに需要開拓支援業務の開始の日を公示しなければならない。	（指定の公示等）
第二十条	需要開拓支援法人は、その名称若しくは住所又は需要開拓支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。（業務）	（業務）





官 報 (号 外)

た場合において、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。

第三十条第二項第五号中「重要な財産」を「前号に規定する財産以外の重要な財産」に改める。

納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについ

た。

基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

第四十六条の次に次の二条を加える

4 て主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

審查報告書

独立行政法人通販法の一部を改正する法律案  
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案  
独立行政法人通則法の一部を改正する法律  
独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百二号)  
の一部を次のように改正する。  
第八条の見出しを「(財産的基礎等)」に改め、同  
条に次の一項を加える。  
独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情

條において、「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

要領書

委員会の決定の理由  
本法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となつた財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとする

ものであり、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行のため 別に費用を要しない  
なお、本法施行に伴い、平成二十二年度予算  
の歳人において、約六千四百四十八億円の国庫  
納付が見込まれている。その内訳は、一般会計  
約六千三百六十四億円、労働保険特別会計約二  
十八億円、エネルギー対策特別会計約四十八億  
円、財政投融资特別会計約七億円である。

第三十条第二項第四号の次に次の二号を加え  
四の二 不要財産又は不要財産となることが見  
込まれる財産がある場合には、当該財産の処  
分に関する計画

平成二十一年五月二十一日 参議院会議録第二十三号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡により生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。)の範囲内では主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分(当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合には、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出

資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをすることができる旨を催告することを要しない。出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過することができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第七条 第四十八条第一項中「主務省令で定める重要な財産」を「不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるもの」に改める。

第八条 第三項ただし書又は第四十六条の三第一項は第三項ただし書又は第四十六条の三第二項の規定による認可をしようとするとき。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画について

は、この法律による改正後の独立行政法人通則法(以下「新法」という。)第三十条第二項の規定によつて改正する。

第三条 施行日前に独立行政法人が行つた財産の譲渡であつて、施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡に相当するものとして

主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同

条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

第七条 第二十三条を次のように改める。  
(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)  
第七条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条 第二十八条の八を次のように改める。  
(老人福祉法の一部改正)

第九条 第二十八条の八を次のように改める。  
(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十一条 第二十八条の八を次のように改める。  
(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改める。)

第十二条 第二十八条の八を次のように改める。  
(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 第二十八条の八を次のように改める。  
(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。)

第十四条 第二十八条の八を次のように改める。  
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第十五条 第二十八条の八を次のように改める。  
(不要財産に係る国庫納付等)

第十六条 第二十八条の八を次のように改める。  
(不要財産に係る国庫納付等)

第十七条 第二十八条の八を次のように改める。  
(重要な財産とあるのは「重要な財産(日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。)」と、「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあるのは「文部科学省令」と、「業務」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務」と、「第四十六

の二又は第四十六条の三とあるのは「第十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項に規定する中期計画と、第三十条第二項に規定する中期計画と、「第三十二条第二項第四号の二」とあるのは「同条第一項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

第四十六条第一号中「又は第三十八条第一項」を「、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用するこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する新法第三十条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行つた財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共

法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第十一条 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第七項及び第八項」を「及び第七項」に改める。

第七条第一項中「機構は」の下に「通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十三条第一項中「第四十五条第四項」の下に「第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則第十六条中「第六条第二項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「第十八条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策

三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金(以下「受信対策基金」という。)と、同条第三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金とあるのは、「第十八条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」とを削り、「一般勘定に係る出資(受信対策基金に係る出資を除く。)及び受信対策基金に係る出資」を「及び一般勘定に係る出資」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(独立行政法人国立美術館法の一部改正)

第十二条 独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第一項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法に、「の重要な財産」を「に規定する重要な財産」に改め、「第三十条第一項の下に、「第四十六条の二第二項若しくは第二項」を加える。

(独立行政法人国立文化財機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第一項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法に、「の重要な財

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「研究機構は」の下に「通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一部改正)

第十四条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法(平成十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体からの出資の払戻しに伴う納付の特例)

第十四条の二 機構は、通則法第四十六条の三第二項の規定による請求があつた場合において、同条第三項に規定する帳簿価額を超える額があるときは、遅滞なく、これを当該請求をした地方公共団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について当該地方公共団体に納付しないことについて財務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

(独立行政法人日本万国博覽会記念機構法の一  
部改正に伴う経過措置)

第十五条 独立行政法人日本万国博覽会記念機構法の一

部について、附則第三条の規定を適用する場合においては、同条中「除く。」とあるのは「除く。」

又は新法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産(金銭を除く。)と、「同

条第二項の」とあるのは「新法第四十六条の二第二項の」と、「不要財産(金銭を除く。)と、「同

条第二項の」とあるのは「新法第四十六条の三第三項の規定による民間等出資に係る不要財産の」と、「同項から同条第六項まで」とあるのは「新法第四十六条の二第二項から第六項まで又は新法第四十六条の三及び附則第十四条の規定による改正後の独立行政法人日本万国博覽会記念機構法(平成十四年法律第一百二十五号)第十四条の二」と、「同条第二項中」とあるのは「新法第四十六条の二第二項」とする。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)  
成十四年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条 独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正

(独立行政法人日本万国博覽会記念機構法の一  
部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二十九条第一項中「第四十五条第四項」の下に「  
独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正  
法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三  
第三項の規定による払戻しをする場合を除くほ

か」を加える。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一  
部改正)

第十七条 第二十九条第一項中「第四十五条第四項」の下に「  
独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部  
改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百三十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十七条第一項中「第四十五条第四項」の下に「  
独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部  
改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百三十二号)の一部を次のよう

に改正する。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構法の一部改正)

(独立行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)

の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「  
独立行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)

の一部を次のように改正する。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)

に改正する。

(独立行政法人理化学会法の一部改正)

第十七条第一項中「第四十五条第四項」の下に「  
独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百六十号)の一部を次のよう

に改正する。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

る。」を加え、「第四号」を「同号」に改める。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条第一項第一号中「第四十四条第四項」の下に「  
独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百六十号)の一部を次のよう

に改正する。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

る。」を加え、「第四号」を「同号」に改める。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条第一項第一号中「第四十四条第四項」の下に「  
独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百六十号)の一部を次のよう

に改正する。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

る。」を加え、「第四号」を「同号」に改める。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条第一項第一号中「第四十四条第四項」の下に「  
独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置」

(平成十四年法律第一百六十号)の一部を次のよう

に改正する。

(独立行政法人理化学会法の一部改正に伴う経過措置)

官 報 (号 外)

勘定」という。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

し、同条第六項を同条第五項とする

第二十三条 削除

第二十六条第二号中「若しくは第二号又は第三条第二項第一号若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「又は第二項」を削り、同条第四号中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第三十三条第三号中「又は第二百三十三条第一項の規定に違反して基金を運用したとき」を削る。

附則第五条の二第十一項の表第十六条第四項の項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「前条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第十三項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

**附則第十一條を次のように改める。**

## 構法の一部改正（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

**第二十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。**

附則第五条に次のただし書を加える。

ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこと

ととなつたときは、この限りでない。

第二十五条 独立行政法人水資源機構法(平成十五年)

平成二十二年五月二十一日 参議院会議録第二十三号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

第四十八条第一項		総合法律支援法の一部改正)	
第三十条第二項第五号	不要財産以外の重要な財産	第五号	重要な財産
第四十一条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「重要な財産」前号に規定する財産以外の重要な財産」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の号を加える。	六 不要財産(準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ)又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画第四十五条第三項中「同条第二項第七号」を同条第二項第八号に改める。	第四十八条の表以外の部分中「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第六十三条」並びに第六十三条に改め、「法務大臣」と「」の下に「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあり、「及び」を加え、同条の表第四十二条項の次に次のように加える。	二十九条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第四十六条の二第一項ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画(以下単に「中期計画」という。)	第四十六条の二第一項ただし書
第四十六条の三第一項ただし書	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号	第三十条第二項第四号の二
第四十六条の三第一項	政府以外の者	総合法律支援法第四十一条第二項	第三十条第二項第四号の二
第四十六条の三第一項ただし書	民間等出資に係る不要財産	第六号	第六号
第四十六条の三第一項及び第五項	政府以外出資に係る不要財産	総合法律支援法第四十一条第二項	政府以外出資に係る不要財産

第四十八条第一項た だし書		第三十条第二項第五号 第七号	総合法律支援法第四十一条第二項 （奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十九条第一号中「準用通則法」の下に「第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項た だし書、第四十六条の三第一項若しくは」を加 える。  (総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)	第三十条第二項第五号 第七号	構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次 のように改正する。  第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第 四十六条の二第一項若しくは第二項の規定によ る国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三 項の規定による払戻しをする場合を除くほか」 を加える。	第四十九条第一号中「準用通則法」の下に「第 四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項た だし書、第四十六条の三第一項若しくは」を加 える。  (総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)
第三十条 この法律の施行の際に前条の規定に よる改正前の総合法律支援法第四十一条第一項 の規定による認可を受けている中期計画につい ては、前条の規定による改正後の総合法律支援 法第四十一条第二項の規定にかかるらず、なお 従前の例による。  施行日前に日本司法支援センターが行つた財 産の譲渡であつて、施行日において前条の規定 による改正後の総合法律支援法第四十八条にお いて準用する新法第四十六条の二第一項に規定 する政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。) の譲渡に相当するものとして法務大臣が定める ものは、施行日においてされた同条第二項の規 定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみ なして、同項から同条第六項までの規定を適用 する。この場合において、同条第二項中「納付 することができる」とあるのは、「納付するもの とする」とする。  (独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一 部改正)	第三十条第二項第五号 第七号	第二十八条第一項第二号中「及び第四十四条 並びに」を「、第四十四条、第四十六条の二(第 四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不 要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三 (同号に規定する業務に係る民間等出資に係る 不要財産に係る部分に限る。)及び」に、「第四 号」を「同号」に改める。	第二十八条第一項第二号中「及び第四十四条 並びに」を「、第四十四条、第四十六条の二(第 四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不 要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三 (同号に規定する業務に係る民間等出資に係る 不要財産に係る部分に限る。)及び」に、「第四 号」を「同号」に改める。
第三十二条 特別会計に関する法律の一部改正)  第三十二条 特別会計に関する法律(平成十九年 法律第二十三号)の一部を次のように改正す る。	第三十二条第一項第一号中「及び第四十四条 第四項並びに」を「、第四十四条第四項、第四十 六条の二第五項前条第一項第四号に規定する 業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部 分に限る。」、第四十六条の三第六項(同号に規 定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に 限る。)に、「前条第一項第四 号」を「同号」に改める。  (特別会計に関する法律の一部改正)	第三十二条第一項第一号中「及び第四十四条 第四項並びに」を「、第四十四条第四項、第四十 六条の二第五項前条第一項第四号に規定する 業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部 分に限る。」、第四十六条の三第六項(同号に規 定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に 限る。)  (罰則の適用に関する経過措置)	第三十二条第一項第一号中「及び第四十四条 第四項並びに」を「、第四十四条第四項、第四十 六条の二第五項前条第一項第四号に規定する 業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部 分に限る。」、第四十六条の三第六項(同号に規 定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に 限る。)  (罰則の適用に関する経過措置)
第三十五条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。	第三十五条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。	第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、 酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環 境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられ たこと、その間において過酷な強制労働に従事 させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及 び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいま だ十分に判明していない状況等を踏まえ、これ らの戦後強制抑留者に係る問題に対処するた め、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特 別給付金を支給するための措置を講じ、併せて 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の 策定について定めることを目的とする。  (定義)	第一条 この法律において「戦後強制抑留者」と は、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同 年九月二日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦 又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑 留された者をいう。

官 報 (号 外)

(特別給付金の支給)

第三条 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)が特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところによ

り、平成二十四年三月三十日までに行わなければならぬ。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者は、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給する。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

(特別給付金の支給を受ける権利の承継)

第五条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものが、その一人に対しても特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対しても

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差しきつた者には、特別給付金は、支給しない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

(秘密保持義務)

第十一條 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特別給付金の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(総務省令への委任)

第十二条 第三条から前条までに定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針)

第十三条 政府は、強制抑留の実態調査等(戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給)

により対処するもの以外のものに對処するため

を行う、その強制抑留の実態調査その他の措置をいう。次項において同じ。)を総合的に行なった

めの基本的な方針(同項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

1 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

1 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項についての調査を含む。)

ロ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査(その埋葬された場所についての調査を含む。)

ハ イ又はロに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

3 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに

本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実

施に関する基本的事項

4 強制抑留の実態調査等として行う措置のうち前二号に規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

5 強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

- 六 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項
- 七 その他強制抑留の実態調査等に関する重要な事項
- 3 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (罰則)

- 第十四条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

## (経過措置)

- 第二条 第三条第一項の規定にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができない。(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)
- 第三条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号を同項第六号とし、同

項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

## 四 戰後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第二号)第三

## 条第一項の特別給付金の支給を行うこと。

## 附則第七条中「第十三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加える。

## (独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

## 附則第一項中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条ただし書の中「公布的」を「公布的」から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間ににおいて政令で定める」と改める。

## 附則第二条の次に次の二条を加える。

(特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等)

第二条の二 基金は、附則第一項ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までにおいては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに同条第一項に規定する業務を行わないものとする。

## 2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一項ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

## 三二一

金子 洋一君	神本美恵子君
亀井 亞紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳丈君
喜納 昌吉君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	鈴木 寛君
田中 直紀君	田名部匡省君
田村耕太郎君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷岡 郁子君
千葉 景子君	辻 バンマルディ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
土田 博和君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聰朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 真勲君
林 久美子君	姫井山美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広中和歌子君

官 報 (号 外)

平成二十二年五月二十一日 参議院会議録第二十二回

投票者氏名

平成二十二年五月二十一日

參議院會議錄第一二三號 投票者氏名

三三

官 報 (号 外)

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（西岡武夫君外十二名発議）

九八名

岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	神本美恵子君	金子 洋一君	風間 直樹君	健吾
龟井 郁夫君	川上 義博君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君	喜納 昌吉君	亀井亜紀子君	
郡司 彰君	行田 邦子君	今野 東君	佐藤 泰介君	小林 正夫君	川合 孝典君	
自見庄三郎君	島田智哉子君	了君	了君	櫻井 充君		
田中 直紀君	鈴木 寛君	高橋 千秋君	木下 阳悦君	芝 博一君		
高嶋 良充君	武内 則男君	津田 弥太郎君	谷 博之君	田名部匡省君		
土田 博和君	谷岡 郁子君	外山 辻 泰弘君	轟木 利治君	榎賀津也君		
徳水 久志君	直嶋 正行君	斎君	正光君	芝 博一君		
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	内藤 友近	聰朗君	木下 阳悦君		
長浜 博行君	羽田雄一郎君	西岡 健二君	武夫君	田名部匡省君		
姫井由美子君	白 真勲君	平山 幸司君	平山 幸司君	林 久美子君		
平野 達男君						

反对者氏名

○名



小林	正夫君	行田	邦子君	松野	信夫君	円	より子君
輿石	東君	水戸	将史君	水岡	俊一君	溝手	頗正君
佐藤	公治君	室井	邦彦君	森	まさこ君	丸山	和也君
佐藤	充君	佐藤	泰介君	佐藤	三郎君	大島	大久保
芝	博一君	自見庄	三郎君	今野	東君	九州男君	勉君
主瀬	了君	島田	智哉子君	峰崎	直樹君	岡崎トミ子君	大河原雅子君
鈴木	寛君	田中	直紀君	森	ゆうこ君	金子	加賀谷健君
高嶋	良充君	高嶋	良充君	峰崎	直樹君	金子	直樹君
武内	則男君	土田	博和君	柳田	穏君	荒木	清寛君
谷岡	郁子君	津田	弥太郎君	柳田	穏君	浮島とも子君	大塚耕平君
徳永	久志君	高橋	千秋君	山根	隆治君	山本	一大君
富岡	由紀夫君	内藤	正光君	吉川	沙織君	森	まさこ君
那谷屋	正義君	中谷	智司君	又市	征治君	金子	洋一君
直嶋	正行君	羽田	雄一郎君	蓮	舫君	亀井	亀井亞紀子君
西岡	武夫君	白	眞勲君	渡辺	孝男君	川合	孝典君
長谷川	憲正君	平野	達男君	井上	哲士君	川崎	穏君
林	久美子君	姫井	由美子君	山下	芳生君	喜納	昌吉君
平山	幸司君	白	眞勲君	泉	信也君	工藤	堅太郎君
平山	幸久君	平山	達男君	岩城	光英君	木俣	佳丈君
広田	一君	姫井	由美子君	荻原	健司君	北澤	俊美君
広野	ただし君	白	眞勲君	河合	常則君	郡司	彰君
藤末	健三君	白	眞勲君	佐藤	信秋君	小林	正夫君
藤谷	光信君	白	眞勲君	世耕	弘成君	佐藤	公治君
前田	武志君	白	眞勲君	鶴保	庸介君	鈴木	充君
増子	輝彦君	白	眞勲君	中山	恭子君	芝	博一君
松浦	大悟君	白	眞勲君	西田	昌司君	主瀬	了君
松岡	孝治君	白	眞勲君	伊達	忠一君	鈴木	寛君
松岡	昭三君	白	眞勲君	佐藤	昭郎君	谷	博之君
松井	牧山ひろえ君	白	眞勲君	木村	仁君	津田	彌太郎君
藤原	正司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
藤原	康江君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高橋	千秋君
藤原	光信君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
前田	武志君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
増子	輝彦君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松浦	大悟君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
松村	牧野たかお君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
松村	龍二君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
松山	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
松山	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松山	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
大石	小川敏天君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	尚子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
大石	小川敏天君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
大石	梅村	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	芳正君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	鶴保庸介君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
大石	小川敏天君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
大石	梅村	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	芳正君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
林	鶴保庸介君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
西島	英利君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
南野	知恵子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
古川	雅治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
古川	俊治君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
松下	新平君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	土田	博和君
松下	政司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	谷岡	郁子君
大石	植松恵美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	津田	彌太郎君
大石	尾立	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	千秋君
正光君	源幸君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
林	久美子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君
林	恭子君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	田中	直紀君
西田	昌司君	白	眞勲君	佐藤	一郎君	高嶋	良充君

官 報 (号 外)

平成二十二年五月二十一日

參議院會議錄第二十三號 投票者氏名

鶴保	廣田	平山	平田	健二君
谷川	広野ただし君	藤末	幸司君	藤原
世耕	舟山	健三君	光信君	藤谷
佐藤	前田	正司君	増子	武志君
信秋君	松浦	康江君	輝彦君	峰崎
秀善君	松野	大悟君	大悟君	峰崎
弘成君	水戸	将史君	信夫君	森
小泉	柳田	直樹君	ゆうこ君	ゆうこ君
昭男君	山根	峰崎	篠瀬	篠瀬
常則君	吉川	峰崎	進君	進君
忍君	米長	柳田	山根	柳田
神取	愛知	穂積	吉川	米長
加治屋義人君	愛知	隆治君	沙織君	吉川
尾辻	石井	晴信君	吉川	吉川
陽輔君	磯崎	治郎君	沙織君	米長
秀久君	磯崎	準一君	吉川	愛知
河合	河合	吉川	吉川	愛知

平野	廣中和歌子君	平山	達男君
福山	哲郎君	藤原	祐司君
藤田	幸久君	藤本	祐司君
前川	清成君	藤原	良信君
松井	孝治君	前川	清成君
松岡	徹君	松井	孝治君
円	より子君	牧山	ひろえ君
水岡	俊一君	水岡	俊一君
森田	高君	室井	邦彦君
柳澤	光美君	山下	八洲夫君
岩城	泉	横峯	良郎君
吉村剛太郎君	山村	蓮	治子君
吉村剛太郎君	佐藤	蓮	信也君
鈴木	加納	萩原	健司君
佐藤	川口	光英君	時男君
木村	木村	木村	順子君
伊達	仁君	伊達	忠一君
塚田	昭郎君	雅治君	一郎君
中川	政二君		

反对者氏名

名

西田	中山	恭子君	林	芳正君	
松村	牧野	たかお君	溝手	龍二君	
丸川	松野	珠代君	山谷	えり子君	
森	えり子君	荒木	清寛君	浮島	とも子君
丸山	和也君	木庭	健太郎君	風間	昶君
森	まさこ君	白浜	一良君	澤	雄二君
山本	一太君	弘友	和夫君	浜	四津敏子君
山本	一太君	山本	香苗君	鰐淵	あきら君
草川	昭三君	渡辺	孝男君	松	あきら君
草川	昭三君	井上	哲士君	山下	栄一君
澤	雄二君	大門	実紀史君	山下	栄一君
浜	四津敏子君	紙	智子君	市田	忠義君
鰐淵	あきら君	矢野	哲朗君	洋子君	博司君
松	あきら君	山下	芳生君	仁比	聰平君
山本	一太君	小池	正勝君	小池	晃君
山本	一太君	福島	みづほ君	山内	俊夫君
山内	一太君	又市	征治君	仁比	聰平君
山内	一太君	長谷川	大紋君	舛添	要一君
岩夫君	昭子君	川田	龍平君	山内	俊夫君
岩夫君	慶子君	中川	義雄君	山内	俊夫君

# 官 報 (号 外)

平成二十二年五月二十一日 参議院会議録第二十三号

第明治  
十五年  
郵便  
物認可  
日

発行所  
〒100-0004  
東京都港区虎ノ門四丁目  
独立行政法人国際印刷局

電話  
03-3587-4294

定価  
本体  
二三〇円